

北区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所	変更前の用途区分	農用地区域からの変更理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途
1	北区太田字椋丙 1118 番の内	農用地	法第 10 条第 3 項第 4 号該当 具体的理由：米乾燥調製施設等	197.38 m ² (田)	農業用施設用地

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

当該土地に米乾燥調製施設を新設するため、農用地から農業用施設用地で用途変更を行うものである。

申出者は、北区太田地区を中心に水稻を作付けしているが、今後、規模拡大に取り組む計画である。また、既存施設は老朽化が進んでいるが、住宅密集地に位置しており、騒音・粉塵等の発生に伴う苦情が予想されるため、その場での建て替えは困難である。よって、当該土地での早急な施設整備を必要としている。

これらの状況から、当該土地のうち、米乾燥調製施設新設に最低限必要な面積を農業用施設用地へ用途変更する。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの。）

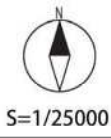
該当なし

5 当該変更の経過

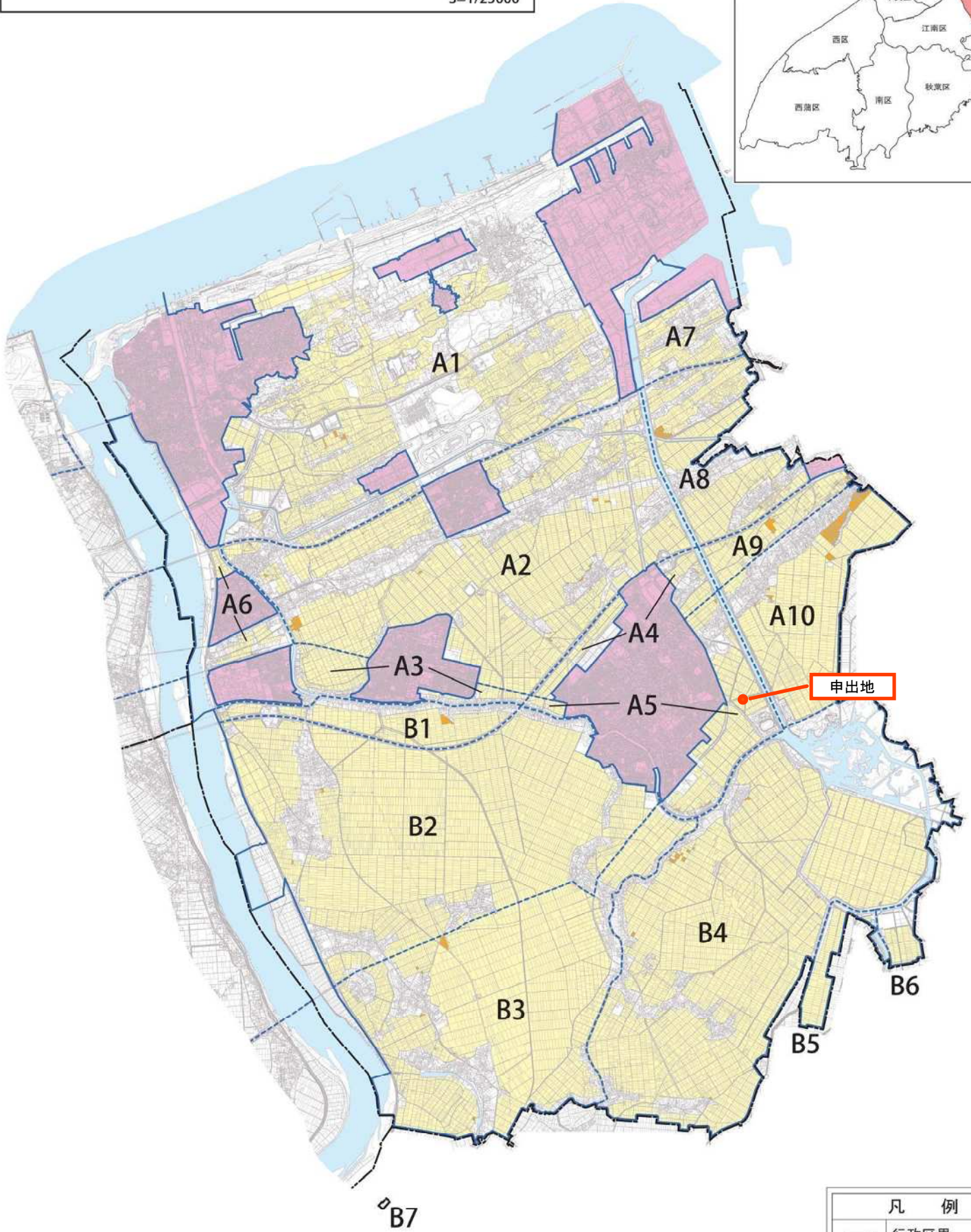
日付	事項
R5. 7. 20	新潟市北区農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告（用途変更）

付図1号
土地利用計画図

北区

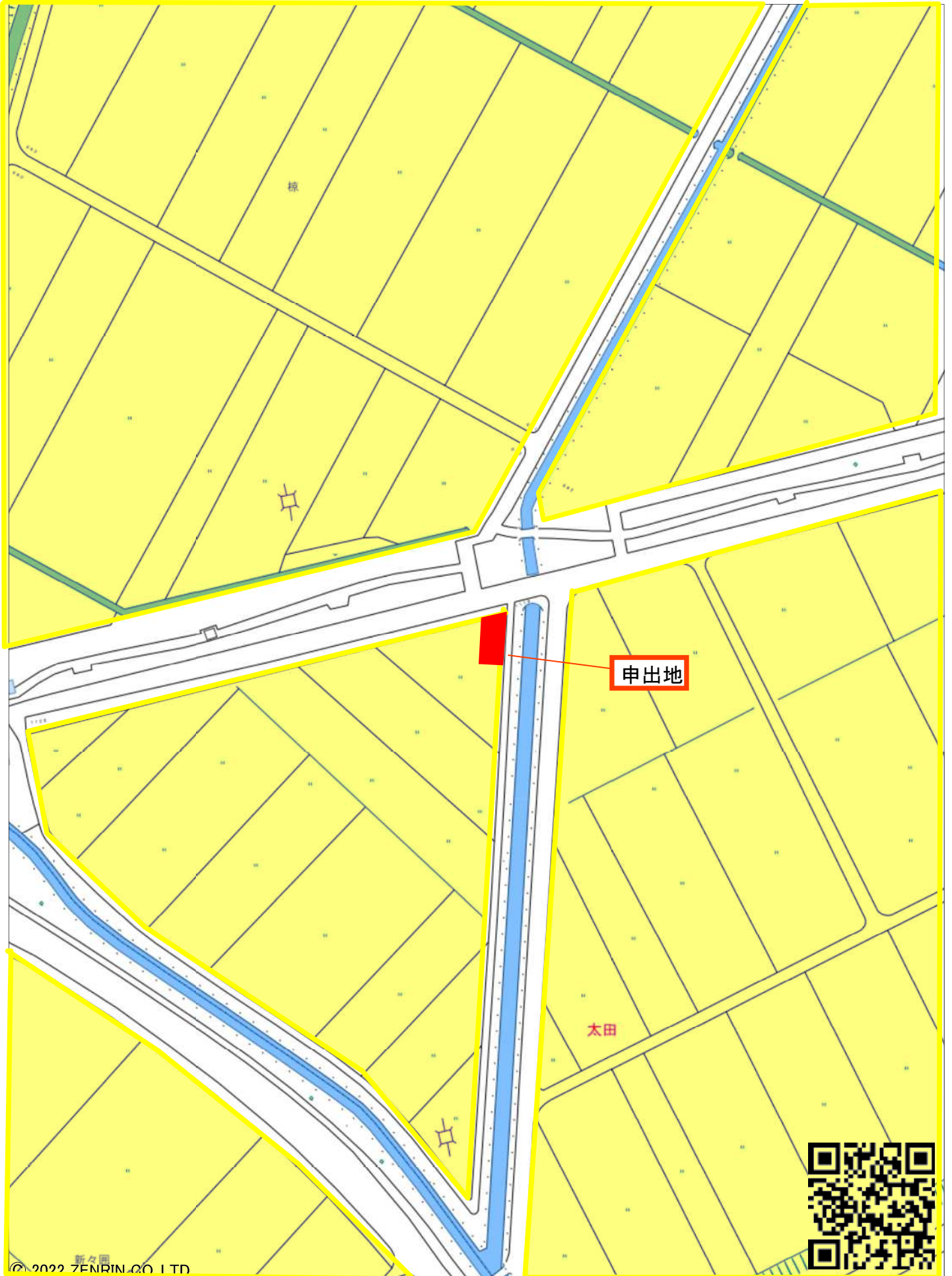


位置図



凡 例	
	行政区界
	農業振興地域界
	地区区域界
	農振農用地
	採草放牧地
	農業用施設用地
	用途区域

農用地図面



© 2022 ZENRIN CO. LTD

1/1471

農用地区域

0 10 100m

北区前新田 付近
2023年4月21日